

# 苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用取扱要綱

平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」(以下「とまチョップ」という。)を使用した商品等を製造、販売する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、とまチョップを使用した商品等(以下「商品等」という。)とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 鉛筆、ボールペン、ノート等の事務用品
- (2) シール、バッジ、ストラップ等の雑貨類
- (3) ラムネ、クッキー、プリン等の加工食品
- (4) その他、「とまチョップセールスプロモーション実行委員会」(以下「実行委員会」という。)の実行委員長(以下「委員長」という。)が適当と認めるもの

(使用目的)

第3条 苫小牧市(以下「市」という。)のイメージアップや、とまチョップのPRに寄与する商品等に使用するものとする。ただし、とまチョップに関する一切の権利は市に属する。

(申請)

第4条 とまチョップを使用した商品等を製造、販売しようとする者は、あらかじめ委員長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) とまチョップの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他委員長が必要と認める書類

(承認)

第5条 委員長は、前条の申請があったときは、その申請の内容を審査し、適正と認めた場合は使用の承認(以下「使用承認」という。)を行い、申請者に苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用承認書(様式第2号)により通知する。

2 委員長が必要と認めるときには、前項の使用承認に際して、とまチョップの使用方法等についての条件を付することができる。

(使用承認の制限)

第6条 とまチョップの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、委員長は使用承認をしないものとし、申請者に苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用未承認通知書(様式第3号)により通知する。

- (1) 第3条の使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) とまチョップ又は市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とする等独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

- (5) 第三者の利益を害し、又は害するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (8) とまチョップの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) とまチョップのデザインを変更、改変するとき。
- (10) とまチョップのデザインを使用することなく、名称のみを使用するとき。
- (11) 全各号に掲げるもののほか、委員長が不相当と認めたとき。

（使用承認期間）

第7条 とまチョップの使用承認期間は、第4条の申請があった年度の3月31日までとする。ただし、第5条の規定により使用承認を受けた申請者（以下「使用者」という。）と委員長のどちらか一方の当事者からの、延長しない旨の申し出がない限り、本承認期間は自動的に1年間延長するものとする。

2 前項の規定により延長した承認期間の終了に際しても、前項と同様の手続きにより、期間を延長するものとする。

（使用料）

第8条 とまチョップの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された商品等及びその販促物にのみ使用すること。
- (2) 当該使用に係る商品等の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができるものとする。
- (3) 第5条の規定により使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 商品等の使用、宣伝又は広告に際して、とまチョップのイラスト及びロゴ並びに承認番号を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

（使用承認内容の変更）

第10条 使用者が使用承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用変更届（様式第4号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員長は、前項の変更届を受理したときには、その内容を審査し、適正と認めた場合は、これを承認し、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用変更承認書（様式第5号）により通知する。

（使用承認の取消）

第11条 委員長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用承認（前条の変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）を取り消すものとし、使用者に対し、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」商品化使用承認取消通知書（様式第6号）により通知し、商品等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用承認が取り消された場合、承認取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) その他とまチョップの使用継続が不適當であると認められたとき。

- 2 前項の規定により、使用承認を取り消されたときにおいて使用者に生じた損害については、実行委員会及び市は一切の責任を負わないものとする。
- 3 委員長は、使用者にとまチョップの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について実行委員会及び市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 実行委員会及び市は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 実行委員会及び市は、とまチョップの使用承認に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、とまチョップを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、実行委員会及び市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、とまチョップの使用に際して故意又は過失により実行委員会及び市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を実行委員会及び市に賠償しなければならない。

(地位の承継)

第15条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(情報公開)

第16条 実行委員会及び市は、とまチョップの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、とまチョップの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 この要綱に関する事務は、とまチョップセールスプロモーション実行委員会事務局が行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、とまチョップの使用に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 実行委員会は、平成26年3月31日を経過する場合において、この要綱の適用の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。